

はじめに

砂川市では、平成 15 年 11 月に「第 2 次砂川市障害者福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念に基づき、すべての方々が生きがいをもって安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、各種障がい者施策を推進し、障がいのある方々の自立と社会参加の促進を図ってまいりました。

国においては、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、それまで障がい種別ごとに提供されていた福祉サービスを一元化し、ニーズに即したサービス提供体制の充実を目指すものとして始まり、その後、改正が行われ、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が図られてきました。

平成 25 年 4 月からは、地域社会における共生の実現に向けた新たな福祉施策として障害者総合支援法が施行されるなど、障がいのある方々を取り巻く環境は大きく変化してまいります。

このような状況の変化を踏まえ、砂川市では、平成 25 年度から 34 年度を計画期間とする「第 3 次砂川市障害者福祉計画」を策定しました。

本計画では、「障がいのある人が地域で安心して暮らすために」、「障がいのある人が地域でいきいきと暮らすために」、「市民がともに支えあうまちづくりを目指して」の 3 つの基本目標を掲げ、砂川市に住む障がいのある人及びその家族が、自分の意思で、自分が望む生活を送ることができるように、地域全体で認め合い、支えあうまちづくりを目指して、市民の皆様、関係機関、事業者の方々などのご協力をいただき、連携しながら、施策の実現に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆様、貴重なご意見・ご提言等をいただきました「砂川市障害者地域自立支援協議会」委員の皆様、施設や事業所・関係団体及び関係者の皆様に、心から厚くお礼申しあげます。

平成 25 年 3 月

砂川市長 善岡 雅文



【障がい者関係団体からの取材に応じて】